

## 港湾調査要綱（変更後）

### 1 調査の名称

港湾調査

### 2 調査の目的

本調査は、港湾統計（港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### （1）地域的範囲

国土交通大臣が指定する別表に掲げる都道府県

#### （2）属性的範囲

国土交通大臣が指定する別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾

### 4 報告を求める者

#### （1）数

【甲種港湾調査票】 1 6 1 港

【乙種港湾調査票】 5 3 3 港

#### （2）選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

国土交通大臣が指定する別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾

#### （3）報告者

【甲種港湾調査票】

ア 本調査における報告者は、港湾の管理者又はその港湾において次の業務を営む者とする。

（ア）「入港船舶」は、船舶運航事業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む。）又は水産業協同組合の長

（イ）「船舶乗降人員」は、船舶運航事業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む。）

（ウ）「海上出入貨物」は、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者（いずれも現地の出先又は代理機関の長を含む。）又は水産業協同組合の長

（エ）「本船荷役」は、港湾運送業を営む者

（オ）「泊地及び係船岸」は、その管理者

イ 前項に掲げた者では調査の目的が達せられない場合はその他の当該事項の実態を把握することができる者を選定し、これに報告をさせることができる。

【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア（ア）～（ウ）及びイの事項

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

【甲種港湾調査票】

- ア 入港船舶
- イ 船舶乗降人員
- ウ 海上出入貨物
- エ 本船荷役
- オ 泊地及び係船岸

【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項

(2) 基準となる期日又は期間

- 【甲種港湾調査票】 毎月
- 【乙種港湾調査票】 毎年（1月～12月）

6 報告を求めするために用いる方法

(1) 調査組織

国土交通省一都道府県一調査員一報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査

その他（ ））

- ア 調査に関する事務に従事させるため、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第14条の規定により、統計調査員を置く。
- イ 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集その他調査に関する事務に従事する。
- ウ オンライン調査は、統計調査員と報告者間において電子メールにより行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 【甲種港湾調査票】 毎月
- 【乙種港湾調査票】 1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- 【甲種港湾調査票】 提出期限は調査月翌月の10日
- 【乙種港湾調査票】 提出期限は調査年翌年の1月末日

なお、都道府県知事は、報告者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（報告を求める事項のうちア、ウ、エ及びオ。以下「当該事項」という。）を調査に使用することに同意したときには、報告を求める事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないものとするができる。

また、報告者は、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。

## 8 集計事項

### (1) 集計事項（別紙 港湾調査結果表一覧参照）

#### 【甲種港湾調査票】

##### ア 入港船舶

船舶種別、トン数階級別入港船舶隻数及び総トン数

##### イ 船舶乗降人員

外国航路客、内国航路客

##### ウ 海上出入貨物

港別、品目別、貨物形態別の出入貨物トン数、車種別の航送台数及びコンテナ貨物の取扱個数及びシャーシ貨物の台数

##### エ 泊地係船岸及び本船荷役

係留施設別入港船舶の隻数、総トン数、係留時間、本船荷役貨物トン数

#### 【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項

### (2) 集計・提出方法

前記集計事項は、次の方法により集計・提出する。

なお、提出は国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに集計表が国土交通大臣に提出されたものとみなす。

#### 【甲種港湾調査票】

ア 都道府県知事は、管下すべての甲種港湾調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、調査期日の翌日から1か月以内に集計事項のうちア及びウに掲げる月次集計分を、又調査年の翌年3月末日までに集計事項のアからエまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。

イ 国土交通大臣は、これを審査整理して月次別、年次別に全国集計をする。

#### 【乙種港湾調査票】

ア 都道府県知事は、調査期日の翌日から3か月以内に、管下すべての乙種港湾調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、集計事項のうちアからウまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。

イ 国土交通大臣は、これを審査整理して年次別に全国集計をする。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表の方法

インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

月報については、調査期日の翌日から2か月以内  
年報については、調査の年から1年以内

1.0 使用する統計基準

本調査の結果は、港湾の実態を明らかにするため、調査対象港湾ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。

1.1 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

ア 調査票及びその他集計書類又は電磁的記録媒体：2年

イ 集計表の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

上記アについては、都道府県知事

上記イについては、国土交通大臣

1.2 立入検査等の対象とすることができる事項

法第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、5の(1)に掲げる報告を求める事項とする。

別表 (略)